

添付書類

1 不動産売買を理由とする場合

新所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、売買契約書の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

2 遺産相続を理由とする場合

新所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

3 贈与を理由とする場合

新所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

なお、上記の書類を添付できない場合は、旧所有欄（表面）への署名又は記名押印に加え、旧所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

（担当及び提出先：上下水道部営業課）

（裏面）